

様式 4

南相馬市監査委員公表第 6 号

平成 27 年 8 月 25 日付け南相馬市監査委員公表第 5 号で公表した監査結果報告について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき南相馬市長から平成 27 年 9 月 9 日付け 27 財第 542 号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 27 年 9 月 29 日

南相馬市監査委員 高 倉 一 夫

南相馬市監査委員 志 賀 稔 宗

様式2

検査結果に係る措置通知書

鹿島区産業建設課	
監 査 結 果 ( 指 摘 事 項 )	改 善 措 置
<p>現金収納（農地等証明書発行手数料）について、一定期間まとめて調定し金融機関に払込みしている事例が見受けられた。財務規則第35条の規定では、「出納機関は、現金又は証券を受領したときは、別段の定めがある場合を除くほか、その日のうちに現金等払込書に当該現金又は証券を添えて、指定金融機関等に払い込まなければならない」とある。</p> <p>現金を長く手元に置くことは、大きな事故にもつながりかねない。現金収納のあった場合には速やかに処理をするよう求める。</p> <p>また、現金払込みに係る領収書が紛失している事例も見受けられた。証拠書類の整理保管については、財務規則第241条で規定されており、適切な整理保管をされたい。</p>	<p>農地等証明書発行手数料の調定及び現金払込みについては、証明書発行当日中の処理を徹底し、係長が毎日終業前に交付処理簿（証明書受領者が受領年月日と氏名を記入し受領印を押印（または直筆サイン）した簿冊）を確認することにより処理漏れが無いことを確認しています。</p> <p>また、現金払込みに係る領収書については、市民福祉課総合案内係から届き次第、発行した農地等証明書の控えとともに速やかに簿冊に綴ることとし、現金払込みのあった翌日または翌々日に係長が簿冊を確認しています。</p>